

20 文科高第 855 号

平成 21 年 2 月 26 日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長 殿

文部科学省高等教育局私学部長

河村 潤 子



(印影印刷)

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて (通知)

このたび、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示 (平成 20 年文部科学省告示第 141 号) の運用に当たっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことができる付随事業及び収益事業の扱いについて、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会における検討を経て、別添のとおり取りまとめました。

ついては、付随事業や収益事業の実施に当たっては十分留意されるようお願いいたします。

なお、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、文部科学省においてその扱いについて検討中であり、別途、通知することを予定しております。当面、医療又は社会福祉事業を実施することを検討している場合 (大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く) には、文部科学省に御相談いただくようお願いいたします。

【本通知の内容について】

担当 高等教育局私学部私学行政課企画係

電話 03-5253-4111 (内線 2533)

【本通知に基づく寄付行為変更について】

担当 高等教育局私学部私学行政課法人係

電話 03-5253-4111 (内線 2534)

文部科学大臣所轄学校法人が行う付随事業と収益事業の扱いについて

1. 学校法人は、従来より、本来事業である教育研究活動のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業（以下、「付随事業」という。）及び収益事業を行うことができることとされているが、私立学校の設置を目的として設立される法人であることにかんがみ、その適切な運営を確保していく観点から、本来事業以外の事業については、一定の範囲内で行っていくことがふさわしいと考えられる。
2. 一方、近年、学校法人においては、様々な性質、種類、規模の付随事業や収益事業を行う例が見受けられるようになってきている。
3. このため、私立学校法第 26 条に基づく収益事業告示（平成 20 年文部科学省告示第 141 号）の運用にあたっての具体的な指針として、文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業及び収益事業の扱いについて、以下のとおり示すこととする。
4. なお、幼稚園を設置する文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業（0歳～6歳児を対象とする認可保育所又は認可外保育施設。以下同様。）については、国として幼稚園と保育所の連携を推進していることにかんがみ、付随事業として位置づけた上で、次の①～③のとおり扱うこととする。

また、幼稚園を設置しない文部科学大臣所轄学校法人が行う保育事業は、在学者又は教職員及び役員が養育する者を主たる対象者とする場合、付随事業として位置づけ、①及び③のとおり扱うこととする。

（ただし、幼稚園を設置する、しないに関わらず、収益を目的とする場合を除く。）

 - ①保育事業は、付随事業の規模の範囲外で行えることとする。
 - ②経営状況を明らかにする観点から、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者として保育事業を行う場合には、寄附行為への記載や会計に関する表示について部門を設けて表示を行うこととする。
 - ③保育事業の実施決定にあたって、文部科学省に対する事前相談は要しないこととする。
5. さらに、医療及び社会福祉事業については、当該事業の実施を目的とする個別の法人制度が存在することから、学校法人がこれら分野の事業を実施するのは、教育研究活動上の必要性による場合に限られるべきと考えられる。このため、これら事業の扱いについては、引き続き文部科学省において検討中であるため、当該分野の事業を実施することを検討している場合（大学設置基準等で設置が義務づけられている附属施設を運営する場合を除く）には、文部科学省に相談すること（保育事業を除く）。

1. 付随事業

(1) 事業範囲

別紙「文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲」内であること。

(2) 寄附行為への記載

(3)に基づき部門を設けて表示する付随事業は、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。その際、事業の種類については、日本標準産業分類(平成19年総務省告示第618号)の名称を例として具体的に記載すること。

(3) 会計に関する表示方法

下記①、②、③の全てに該当する付随事業は、資金収支内訳表及び消費収支内訳表に部門を設けて表示すること。保育事業については、在学者又は教職員及び役員が養育する者以外の者を主たる対象者とする場合には、②又は③に該当しない場合であっても、部門を設けて表示すること。

①、②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましい。

①在学者又は教職員及び役員以外の者を主たる対象者として行う事業

②校舎(法人本部棟を含む)とは別に施設を設け行う事業

③事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

なお、学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)上の付随事業の扱いは、次のとおりである。

付随事業は、「補助活動」と「補助活動以外の活動」からなる。

補助活動は、主として在学者を対象とするものであり、学校法人会計基準第5条に定める「食堂その他教育活動に付随する活動」は、補助活動を指す。なお、教職員及び役員が当該活動の対象者に併せ含まれても良い。

同条において、「食堂その他教育活動に付随する活動」の収入と支出は、純額をもって表示することができることとしているが、当該活動が、上記②、③のいずれかに該当する場合であって、かつ、組織、施設等において独立的に活動を営む場合には、部門を設けて表示することが望ましく、その場合には、原則どおり、総額をもって表示すること。

(4) 文部科学省への事前相談

次のいずれかに該当する事業(保育事業を除く)は、付随事業としての実施を学校法人として決定する前に、必ず文部科学省に相談すること。

- ① 在学者又は教職員及び役員以外の者に物品やサービスの提供を行い対価を得る事業
- ② 学校の所在地と離れた場所に施設を設置して行う事業
- ③ 事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

(5) その他留意事項

下記2つの通知で示している「いわゆる「附随事業」」は、付随事業と同義である。

- ・平成12年12月28日12高行第6号「学校法人による保育所の設置について」
- ・平成14年7月29日文科高第330号「学校法人の設置する認可保育所の取扱いについて」

文部科学大臣所轄学校法人が行うことのできる付随事業の範囲

1. 目的

収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。

2. 実施主体

学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと。

3. 事業の性質・種類

収益事業告示(平成 20 年文部科学省告示第 141 号)に定める範囲内であること。

4. 事業規模

事業の規模は、概ね下記(A)の範囲であること。特定の付随事業が特定の学校の教育研究活動と密接に関連する場合は、(A)かつ(B)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や収益事業への転換)を検討すること。

(A):全付随事業に関する収入／学校法人全体の帰属収入<30／130

(B):特定の付随事業に関する収入／特定の学校部門の帰属収入<30／130

(注1)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入を含まない。

(注2)上記各収入には、次の①②を含まない。

- ①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)
- ②保育事業による収入

5. 事業対象者(物品やサービスの提供先)

事業対象者(物品やサービスの提供先)は、主として、在学者又は教職員及び役員であること。事業の性質上、やむを得ず主たる対象者が、在学者又は教職員及び役員以外の者となる場合には、教育研究活動において、在学者又は教職員及び役員が、当該事業として提供される物品やサービスを50日(3セメスター制の1セメスター相当)程度以上活用する具体的計画があること。

6. 収支の均衡

事業による収入は、費用を賄える程度とすること。

7. 財源

事業に使用する土地の確保及び施設・設備の整備に必要な経費、毎年度の経常経費の財源は、できる限り負債性のない資産を充てること(行政機関からの補助金等は可)。

借入金を充てる場合は、無理のない返済計画を有すること。

8. 土地・施設・設備

事業に使用する土地・施設・設備は、原則、自己所有であること。借用の場合には、長期間にわたり使用できる保証があること。

土地・施設・設備の取得・借用費用は、事業内容や収支計画に照らし、過大なものでないこと。

2. 収益事業

従来どおり、私立学校法第 26 条に基づき、収益事業告示(平成 20 年文部科学省告示第 141 号)に定める範囲内で行うものであり、寄附行為に記載し文部科学省の認可を得ること。また、私立学校の経営に関する会計(学校法人会計)から区分し、特別の会計(企業会計)として経理すること。

事業の規模については、下記の範囲であること。

事業規模

収益事業の規模は、概ね下記(C)の範囲であること。

連続3ヶ年度、下記規模を超えた場合には、文部科学省に相談の上、事業の見直し(事業縮小や当該事業の実施にふさわしい法人の設立)を検討すること。

(C):全収益事業に関する売上高及び営業外収益<学校法人全体の帰属収入=100

(注3)上記「学校法人全体の帰属収入」には、収益事業からの繰入収入及び次の①②を含まない。

- ①特定年度にのみ臨時的に生じた収入(資産売却差額等)
- ②保育事業による収入

なお、学校法人が指定管理者として行う地方公共団体の所有する施設の管理運営事業については、①地方公共団体からの請負であること、②施設は地方公共団体の所有であり学校法人自らが設置したものではないこと、にかんがみて、学校法人が行う本来事業又これに付随する事業とはみなせないことから、収益事業として位置づけること。(その際、地方公共団体との契約により、指定管理者として管理運営する施設を教育研究に活用することは可能。)